



# 島根県報

平成21年9月8日（火）

号外 第 154 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

島根県立産業高度化支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

（産 業 振 興 課） 2

## 公布された条例等のあらまし

## ◇島根県立産業高度化支援センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第75号）

## 1 規則の概要

## (1) 設備使用料の新設（別表第1関係）

## ア 映像音響編集用機器

設 備 名	単 位	使用料
デジタルハイビジョン映像編集システム	一式1時間につき	8,980円
デジタル音声編集システム	一式1時間につき	3,220円
コンピュータグラフィックス製作用マシン(A)	一式1時間につき	400円
コンピュータグラフィックス製作用マシン(B)	一式1時間につき	460円
コンピュータグラフィックス製作用マシン(C)	一式1時間につき	470円
コンピュータグラフィックス合成・編集用マシン	一式1時間につき	420円
ノンリニア編集システム	一式1時間につき	1,420円
DVD編集システム	一式1時間につき	1,430円

## イ その他設備器具

設 備 名	単 位	使用料	備 考	
大会議室	音響設備	一式1時間につき	470円	マイク装置を含む。
	映像設備	一式1時間につき	260円	
	映像収録用カメラ装置	一式1時間につき	210円	
	書画装置	一式1時間につき	40円	
	デジタルマルチプレーヤー	一式1時間につき	380円	
中会議室	プロジェクター	一式1時間につき	290円	
	簡易マイク装置	一式1時間につき	20円	
小会議室	マイク装置	一式1時間につき	30円	
	映像設備	一式1時間につき	130円	
特別会議室	音響設備	一式1時間につき	160円	マイク装置を含む。
	映像設備	一式1時間につき	220円	
	書画装置	一式1時間につき	40円	
	デジタルマルチプレーヤー	一式1時間につき	380円	
撮影機材	デジタルハイビジョンカメラ	一式1日につき	12,610円	
	デジタルビデオカメラ	一式1日につき	5,040円	
	三脚	一式1日につき	1,090円	
	音声機材	一式1日につき	1,450円	
	モニター	一式1日につき	730円	
	6インチカラーモニター	一式1日につき	240円	
	ワイヤレスレシーバー	一式1日につき	720円	
	照明機材	一式1日につき	3,580円	
	広角レンズ	一式1日につき	2,780円	
	バランスシステム	一式1日につき	3,660円	
	水中プリンプ	一式1日につき	5,920円	
ダビング用機	ビデオデッキ(A)	一式1時間につき	740円	

器	ビデオデッキ(B)	一式1時間につき	600円	
	ビデオデッキ(C)	一式1時間につき	550円	
	ビデオデッキ(D)	一式1時間につき	340円	
	ビデオデッキ(E)	一式1時間につき	180円	
	ビデオデッキ(F)	一式1時間につき	110円	
	ビデオデッキ(G)	一式1時間につき	100円	

(2) その他規定及び様式の整理

## 2 施行期日

平成22年4月1日から施行することとした。

# 規 則

島根県立産業高度化支援センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年9月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県規則第75号

島根県立産業高度化支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立産業高度化支援センター条例施行規則（平成13年島根県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「会議室の」を「編集室等若しくは会議室（以下「会議室等」という。）又は映像音響編集用機器若しくはその他の設備器具の」に、「会議室使用」を「会議室等使用」に、同条第3項中「付属」を「附属」に改める。

第5条中「会議室」を「会議室等」に、「付属」を「附属」に改める。

第13条第1項第2号の表中「会議室」を「会議室等」に改める。

別表第1の1中「除く。）」の次に「の附属設備」を加え、同表の2中「開発室」の次に「の附属設備」を加え、同表に次のように加える。

## 3 映像音響編集用機器

設 備 名	単 位	使用料
デジタルハイビジョン映像編集システム	一式1時間につき	8,980円
デジタル音声編集システム	一式1時間につき	3,220円
コンピュータグラフィックス製作用マシン(A)	一式1時間につき	400円
コンピュータグラフィックス製作用マシン(B)	一式1時間につき	460円
コンピュータグラフィックス製作用マシン(C)	一式1時間につき	470円
コンピュータグラフィックス合成・編集用マシン	一式1時間につき	420円
ノンリニア編集システム	一式1時間につき	1,420円
DVD編集システム	一式1時間につき	1,430円

## 4 その他設備器具

設 備 名	単 位	使用料	備 考	
大会議室	音響設備	一式1時間につき	470円	マイク装置を含む。
	映像設備	一式1時間につき	260円	
	映像収録用カメラ装置	一式1時間につき	210円	
	書画装置	一式1時間につき	40円	
	デジタルマルチプレーヤー	一式1時間につき	380円	

中会議室	プロジェクター	一式1時間につき	290円	
	簡易マイク装置	一式1時間につき	20円	
小会議室	マイク装置	一式1時間につき	30円	
	映像設備	一式1時間につき	130円	
特別会議室	音響設備	一式1時間につき	160円	マイク装置を含む。
	映像設備	一式1時間につき	220円	
	書画装置	一式1時間につき	40円	
	デジタルマルチプレーヤー	一式1時間につき	380円	
撮影機材	デジタルハイビジョンカメラ	一式1日につき	12,610円	
	デジタルビデオカメラ	一式1日につき	5,040円	
	三脚	一式1日につき	1,090円	
	音声機材	一式1日につき	1,450円	
	モニター	一式1日につき	730円	
	6インチカラーモニター	一式1日につき	240円	
	ワイヤレスレシーバー	一式1日につき	720円	
	照明機材	一式1日につき	3,580円	
	広角レンズ	一式1日につき	2,780円	
	バランスシステム	一式1日につき	3,660円	
	水中ブリンプ	一式1日につき	5,920円	
	ダビング用機器	ビデオデッキ(A)	一式1時間につき	740円
ビデオデッキ(B)		一式1時間につき	600円	
ビデオデッキ(C)		一式1時間につき	550円	
ビデオデッキ(D)		一式1時間につき	340円	
ビデオデッキ(E)		一式1時間につき	180円	
ビデオデッキ(F)		一式1時間につき	110円	
ビデオデッキ(G)		一式1時間につき	100円	

別表第2中「付属」を「附属」に、「会議室」を「会議室等、映像音響編集用機器又はその他設備器具」に改める。

様式第1号注3中「付属」を「附属」に改める。

様式第2号中「会議室使用承認申請書」を「会議室等使用承認申請書」に、

使用する会議室 ・期間	使用する会議室	使用期間	
		年 月 日 時 分から	
		年 月 日 時 分まで	
		年 月 日 時 分から	を
		年 月 日 時 分まで	
		年 月 日 時 分から	

使用する会議室	使用する会議室等	使用期間	
		年 月 日 時 分から	
		年 月 日 時 分まで	

等・期間		年	月	日	時	分から
		年	月	日	時	分まで
		年	月	日	時	分から
		年	月	日	時	分まで
使用する設備及び数量						式
						式
						式
						式
						式

に、

」

「付する」を「附する」に改める。

様式第3号中「付属」を「附属」に改める。

様式第4号中「付する」を「附する」に改める。

様式第5号中「会議室使用承認書」を「会議室等使用承認書」に、

「

使用する会議室 ・期間	使用する会議室	使用期間				
		年	月	日	時	分から
		年	月	日	時	分まで
		年	月	日	時	分から
		年	月	日	時	分まで
		年	月	日	時	分から

を

」

「

使用する会議室 等・期間	使用する会議室等	使用期間				
		年	月	日	時	分から
		年	月	日	時	分まで
		年	月	日	時	分から
		年	月	日	時	分まで
		年	月	日	時	分から
使用する設備及び数量						式
						式
						式
						式
						式

に、

」

「付する」を「附する」に改める。

様式第6号中「付属」を「附属」に、「付する」を「附する」に改める。

様式第7号注3中「会議室」を「会議室等」に、「付属」を「附属」に改める。

※1

様式第10号中 を を「減免を」に、「※2」を「※」に改め、同様式注2を削り、同様式注3中「※

」

2」を「※」に改め、同様式注中3を2とし、4を3とする。

**附 則**

この規則は、平成22年4月1日から施行する。